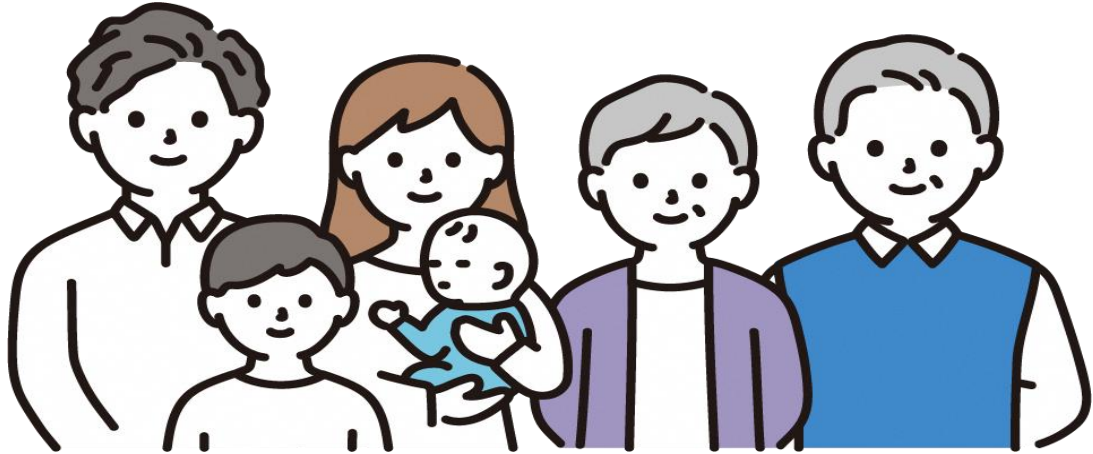


下呂市

せいねんこうけんしえん

成年後見支援センター



下呂市成年後見支援センターでは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、自分ひとりでは契約や財産管理などをすることが困難な状態にあっても、安心して暮らしていただけるように成年後見制度の利用に関する相談や調整のお手伝いを行います。

このようなことで気になることは
ありませんか？

財産



物忘れがあり、通帳や印鑑の保管、銀行の引き出しなど、自分のお金の管理をすることが心配。

契約



離れて暮らす親が訪問販売や悪質商法で不当な契約をしていないか心配。

制度



施設入所や福祉サービスを利用したいが自分では手続きが難しい。
成年後見制度を詳しく知りたい。

将来



自分に何かあった時に障がいのある子どもが心配。
今は元気だが、将来の生活や財産管理に心配がある。

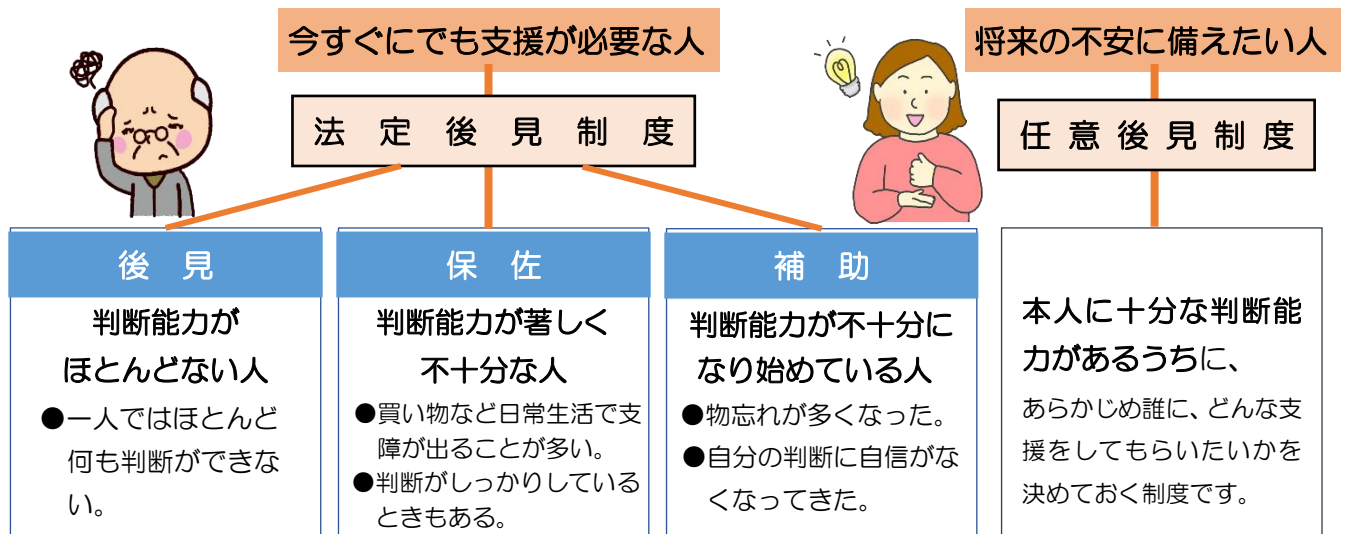
成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分ではない方が、契約行為や財産管理をするときなどに不利益が生じないように、法的な権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況を考慮して、生活や財産を守る制度です。

成年後見制度のしくみ

判断能力がすでに十分でない場合に利用する「法定後見制度」と、将来に備えて利用する「任意後見制度」があります。

法定後見制度は、本人の状態に応じてさらに「後見」「保佐」「補助」に分けられます。また、制度の利用の申し立ては家庭裁判所で行います。



成年後見人等のしごと

- 金銭に関する支援（財産管理）
預貯金を管理して引き出しや振り込みをします。
- 生活に関する支援（身上保護）
本人を代理して福祉サービスの利用契約や入退所の手続きを行います。



下呂市成年後見支援センターの業務

相談

お電話や窓口で判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。相談内容によって必要な関係機関と連携します。

広報・啓発

「成年後見センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくために制度の理解や普及を図ります。

利用支援

申立て手続きにお困りの方には必要な書類の説明や内容確認等の支援を行います。

お問い合わせ先

下呂市成年後見支援センター

〒509-2202 下呂市森 883-1 下呂福社会館 3階 総合相談室内
TEL : 0576-23-0783 FAX : 0576-25-5885

E-mail : seinenkoken.gero@gmail.com